

# 赤平市教育大綱

## I はじめに

### 1 教育大綱について

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正されました。この法律に基づき、赤平市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、赤平市総合教育会議において市長及び教育委員会が協議・調整を行い、市長が教育大綱を策定しました。

### 2 教育大綱の位置づけ

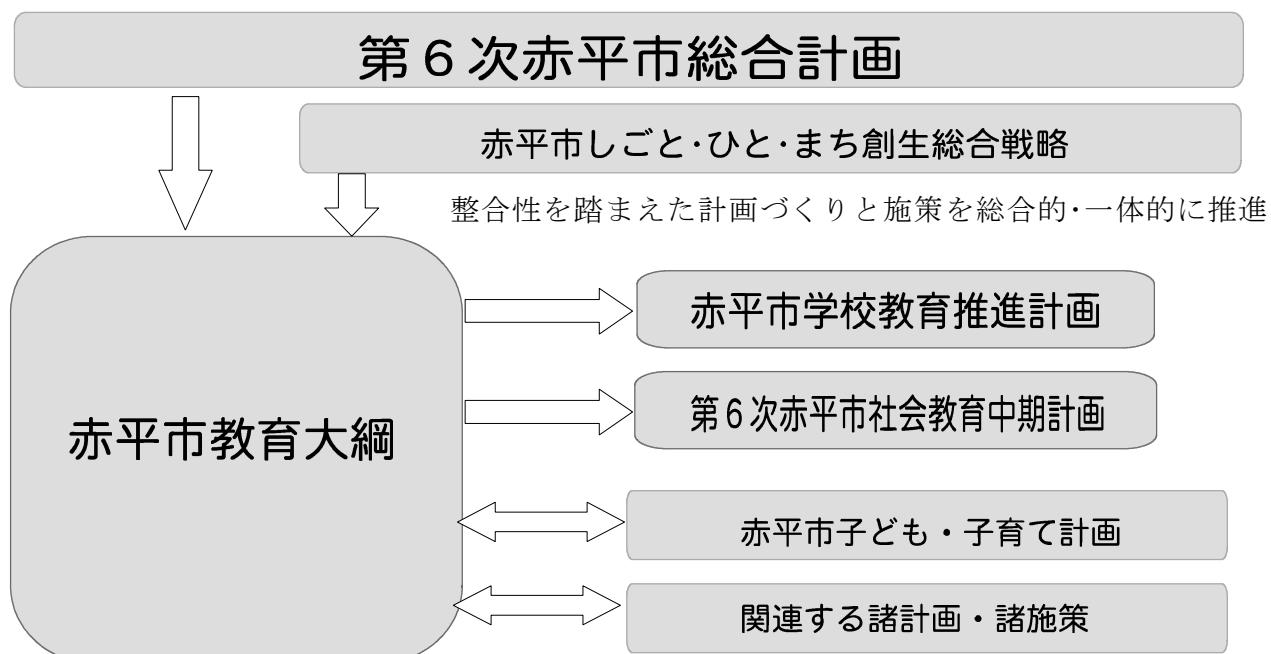
この教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3」に基づき定めるもので、赤平市の教育行政を推進するための基本理念となるものです。

また、「赤平市総合計画」における教育、学術及び文化の振興に関する部分を基本として策定したものです。

### 3 教育大綱の期間及び関連計画との整合性

この教育大綱の期間は、「第6次赤平市総合計画(2020年度～2029年度)」を踏まえて、概ね5年間（2020年度～2024年度）とします。

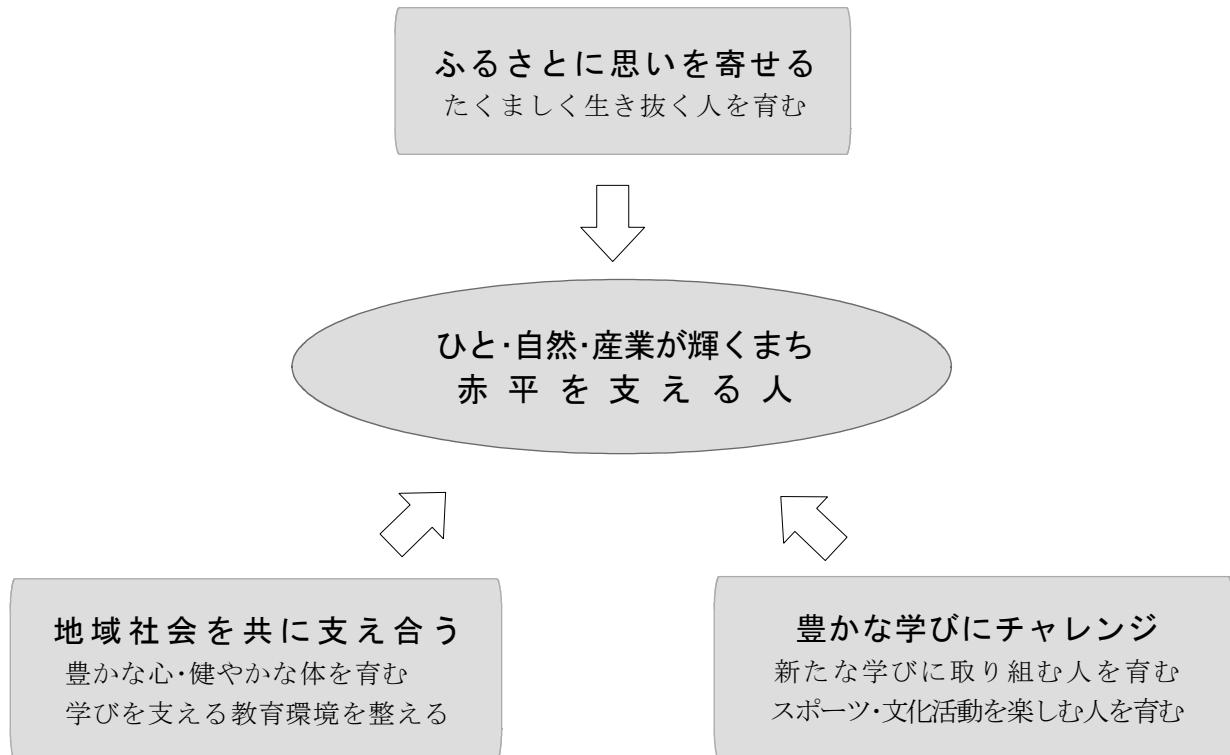
なお、教育に関する社会状況の変化等を踏まえ、教育大綱を見直す必要が生じた場合は、総合教育会議において適宜協議するものとします。



## II 基本理念

**ひと・自然・産業が輝くまち 赤平を支える人を地域で育みます**

ふるさと赤平を次の世代にしっかりと引き継いでいくためには、教育の果たすべき役割は非常に重要です。目指す姿を「ひと・自然・産業が輝くまち 赤平を支える人」とし、赤平市で生まれ育つ喜びや暮らし続けたいという思いを持つことができるよう地域みんなで育んでいきます。



## III 基本方針

**たくましく生き抜く人を育む**

ふるさと赤平に誇りと愛着を持ちながら地域づくりに主体的に取り組む人材を育成できるよう取り組みます。

**豊かな心・健やかな体を育む**

赤平で育つすべての子どもたちが、予測困難で変化が激しく、多様性が高まる社会において自立して共に支え合う心が持てるよう取り組みます。

### **学びを支える教育環境を整える**

赤平で育つすべての子どもたちが、学びを通して自らの可能性を最大限に伸ばしていけるよう取り組みます。

### **新たな学びに取り組む人を育む**

互いの思いを尊重し合いながら社会で広く活躍し、生涯を通して自らの夢にチャレンジできるよう取り組みます。

### **スポーツ・文化活動を楽しむ人を育む**

すべての市民が生涯を通じて健康で生き生きと暮らし、生きがいを持ちながら能力を発揮するとともに、地域の担い手として活躍することができるよう取り組みます。

## **IV 重点項目及び主な施策**

基本理念及び基本方針を踏まえながら市長部局と教育委員会が緊密に連携し、教育施策を推進します。

### **1 これからの時代をたくましく生き抜く力の育成**

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進め、確かな学力の育成を図ります。
- (2) 各学校及び関係機関と連携を図りながら一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。
- (3) 地域に根ざしたキャリア教育を推進します。
- (4) 情報モラルを含む情報活用能力を育成する情報教育に取り組みます。
- (5) 小学校就学前の重要な役割を担う幼児期の教育の充実を図ります。

### **2 豊かな心の育成**

- (1) よりよく生きるための道徳性を養う「考え、議論する道徳」の授業を中心に、道徳教育の充実を図ります。
- (2) 地域の豊かな自然や歴史等への理解を深める「ふるさと教育」の充実を図ります。
- (3) 読書環境の充実を図るとともに、子どもたちの読書習慣の確立に努めます。
- (4) いじめや不登校の未然防止に向けた授業の充実を図るとともに、関係機関と連携した支

援体制の整備・充実に取り組みます。

### 3 健やかな体の育成

- (1) 体力の基盤となる適度な運動習慣及び望ましい生活習慣の定着に取り組みます。
- (2) 犯罪や事故等から身を守ることができるよう危険回避能力の育成及び学校の安全確保対策に取り組みます。
- (3) 子どもたちの健康に関する実態を適切に把握し、課題改善の体制づくりに取り組みます。

### 4 学びを支える教育環境の整備

- (1) 幼稚園、小学校、中学校のそれぞれの接続を意識した系統的な教育活動の充実を図るため、それぞれの段階間の連携を促進します。
- (2) 支援員等を配置するなど、授業中の支援体制の整備に取り組みます。
- (3) 不登校の未然防止に向けて生徒指導の充実を図るとともに、早期の実態把握に努めながら適応指導教室の設置検討を含めた支援体制の充実に取り組みます。
- (4) 学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えるコミュニティ・スクールの充実に取り組みます。
- (5) 学校業務改善計画に基づき、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保に取り組みます。

### 5 新たな学びに取り組む生涯学習の推進

- (1) 市民のニーズに応じた学習機会の提供に取り組みます。
- (2) 市民が学んだ成果を生かし、地域活動やまちづくりへの反映充実を図ります。

### 6 スポーツ・レクリエーションの振興

- (1) ライフステージに応じたスポーツ活動の企画運営に取り組みます。
- (2) 気軽に利用できるスポーツ施設の管理運営に取り組みます。

### 7 芸術・歴史・文化活動の推進

- (1) 市民が地域文化に触れる機会の拡充に取り組みます。
- (2) 文化財の保存・活用に取り組みます。